

（第一面）

計画書

2025 年 8 月 20 日

株式会社 東日本住宅評価センター 殿

提出者は建築主

提出者の住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区●●町1-2-3
提出者の氏名又は名称	●●株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 東本 省吾
設計者氏名	西川 省二

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください）

受 付 欄	適合判定通知書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	(別紙による)
第 号	第 (別紙による) 号	
係員氏名	係員氏名	

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●加^カ 沖^シ 井^イ ヲ^ヲ タ^タ 化^カ ヲ^ヲ ト^ト リ^リ マ^マ リ^リ ヲ^ヲ ヲ^ヲ ヲ^ヲ ヒ^ヒ ヲ^ヲ ト^ト ヲ^ヲ ヲ^ヲ

【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 東本 省吾

【ハ. 郵便番号】 123-4567

【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3

【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 西川 省二

【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省工^ニ建築士事務所

【ハ. 郵便番号】 234-5678

【ニ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4

【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 123456 号

【ロ. 氏名】 西川 省二

【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 12345 号
株式会社 環境省工^ニ建築士事務所

【ニ. 郵便番号】 234-5678

【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4

【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789

【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 234567 号

【ロ. 氏名】 設備 詳太

【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録 第 23456 号
株式会社〇〇設計

【ニ. 郵便番号】 123-4567

【ホ. 所在地】 神奈川県横浜市〇〇町3-4-5

【ヘ. 電話番号】 045-678-9012

【ト. 作成した設計図書】 設備図書一式

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

所在地は市あるいは区までで可

☒ 申請済 (㈱東日本住宅評価センター 東京支店 (東京都新宿区))

☐ 未申請 ()

弊社の東京支店に申請する場合

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】 東京都千代田区●●町1-2-3

建築地や面積は建築確認申請と合わせる

【2. 敷地面積】 412.36 m²

【3. 建築面積】 329.12 m²

【4. 延べ面積】 1,550.94 m²

【5. 建築物の階数】 (地上) 5 階 (地下) 1 階

【6. 建築物の用途】

☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☒ 複合建築物

【7. 工事種別】 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築

【8. 構造】 鉄骨造 造 一部 造

【9. 該当する地域の区分】 6 地域

【10. 工事着手予定年月日】 2025 年 9 月 1 日

【11. 工事完了予定年月日】 2027 年 4 月 1 日

【12. 備考】

建築面積には別棟カーポート (30.0m²) を含む

建築確認は敷地単位、省エネ適判は棟単位であるため、面積等に相違がある場合は備考欄に記入

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】 (用途区分コード)	事務所 (08470)		
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	5	戸
【3. 建築物の床面積】			
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1550.94) m ²	(1550.94) m ²	(1475.34) m ²
【ロ. 増築】 全体	() m ²	() m ²	() m ²
増築部分	() m ²	() m ²	() m ²
【ハ. 改築】 全体	() m ²	() m ²	() m ²
改築部分	() m ²	() m ²	() m ²

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

※共同住宅等又は複合建築物の場合に記載

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量

GJ/年

設計一次エネルギー消費量

GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

(基準値

W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値

)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書きの規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量

GJ/年

設計一次エネルギー消費量

GJ/年

BEI ()

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【八、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

【二、複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準 →住宅部分と非住宅部分がそれぞれの基準に適合

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準 →標準入力法

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI () (BEIの基準値)

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 →モデル建物法

BEI (0.70) (BEIの基準値 1.00)

- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ※非住宅部分をモデル建物法で計算した場合

(

)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 →性能基準

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 →仕様基準

- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 →性能基準 ※共同住宅共用部の計算を省略する場合

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☒ 第2号)

基準一次エネルギー消費量 193.3 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 321.5 GJ/年

BEI (0.48)

第1号:住戸の合計+共用部
第2号:住戸の合計

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 →仕様基準

- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

☐ 基準省令第1条第1項第3号□の基準 →住宅部分と非住宅部分の一次エネを合わせて基準に適合
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI () (BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【5. 備考】

※集約版を提出する場合は第四面の提出は不要です

建築物に関する事項（第四面集約版）参考様式

【1.非住宅部分の用途】 (用途区分コード)	事務所 (08470)																												
【2.建築物の住戸の数】	建築物全体 5 戸																												
【3.建築物の床面積】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(床面積)</th> <th>(開放部分を除いた部分の床面積)</th> <th>(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ. 新築】</td> <td>(1550.94 m²)</td> <td>(1550.94 m²)</td> <td>(1475.34 m²)</td> </tr> <tr> <td>【ロ. 増築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>【ハ. 改築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> </tbody> </table>						(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	【イ. 新築】	(1550.94 m ²)	(1550.94 m ²)	(1475.34 m ²)	【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)	【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																										
【イ. 新築】	(1550.94 m ²)	(1550.94 m ²)	(1475.34 m ²)																										
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
【4.建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) 【イ. 非住宅建築物】 【ロ. 一戸建ての住宅】 【ハ. 共同住宅等】 ○ 【二. 複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 ・基準省令第1条第1項第1号イの基準(標準入力法) ※2 ○ ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準(モデル建物法) ※3 ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・住宅部分 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ○ ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準(標準計算) ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準(仕様基準) ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ○ ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準(標準計算) ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(仕様基準) ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第2号) ※1																												
一次エネルギー消費量集計表																													
非住宅部分の BEI基準値 = 1.00	設計一次エネ [GJ/年]	基準一次エネ [GJ/年]	設計一次エネ (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネ (その他除く) [GJ/年]	BEI																								
① 住宅部分合計	193.3	321.5	117.6	245.9	0.48																								
② 住宅共用部	※1	※1	※1	※1																									
③ 非住宅部分	※2	※2	※2	※2	0.70																								
合計 (①～③)	193.3	321.5	117.6	245.9	0.48																								
外皮性能集計表																													
外皮基準適合戸数	5 戸																												
外皮基準値	基準 U_A 値 (0.87) 基準 η_{AC} 値 (2.8)																												
外皮設計値	設計 U_A 値 (0.26) ～ (0.35)																												
	設計 η_{AC} 値 (0.8) ～ (1.1)																												

※1 第1号を選択した場合は共用部の一次エネ消費量を入力する

※2 非住宅部分に標準入力法を適用した場合は一次エネ消費量を入力する

※3 非住宅部分にモデル建物法を適用した場合はBEI値のみ入力する

建築物に関する事項（第四面集約版(共同住宅集計版用)）参考様式

【1.非住宅部分の用途】 （用途区分コード）	()
【2.建築物の住戸の数】	建築物全体 6 戸
【3.建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積) 【イ.新築】 (424.22 m²) (424.22 m²) (308.56 m²) 【ロ.増築】 全体 (m²) (m²) (m²) 増築部分 (m²) (m²) (m²) 【ハ.改築】 全体 (m²) (m²) (m²) 改築部分 (m²) (m²) (m²)
【4.建築物のエネルギー消費性能】	（建築物の種類） 【イ. 非住宅建築物】 【ロ. 一戸建ての住宅】 ○ 【ハ. 共同住宅等】 【ニ. 複合建築物】 ※共同住宅等に限ります （適用した基準） ・ 非住宅部分 - 基準省令第1条第1項第1号イの基準(標準入力法) - 基準省令第1条第1項第1号ロの基準(モデル建物法) - 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・ 住宅部分 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） - 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準(標準計算) - 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準(仕様基準) - 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () （一次エネルギー消費量に関する事項） - 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準(標準計算) - 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(仕様基準) - 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・ 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第2号) ※ 住宅部分の一次エネルギー消費量及び外皮性能については、共同住宅等の計算結果集計プログラムによる「建築物エネルギー消費性能等の集計結果（共同住宅等・複合建築物の住宅部分）」P.2に記載あり

第五面は住戸毎に作成するか項目を網羅した一覧表にすることで記載を省略することができます。

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】 第五面の各項目は建築物エネルギー消費性能の集計結果による(以下省略)

【2. 住戸の存する階】 共同住宅等の計算結果集計プログラムによる「建築物エネルギー消費性能等の集計結果」を添付する場合の記載例

【3. 専用部分の床面積】 m

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

☐ 基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

一覧表等による場合も第五面は省略せず(記載の省略は可)に添付してください。